

## プレミアム商品開発支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、マーケットインの視点を取り入れた付加価値の高い加工食品の開発を支援することにより、県内産業の活性化を図るため、県内の食品事業者等と県外の高品質スーパー等小売事業者が連携して行う、県内の農林水産物を活用した加工食品の商品開発及び販売促進に要する経費の一部について、予算の範囲内においてプレミアム商品開発支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食品事業者等

県内に主たる事業所を有して食品の製造、加工又は販売を行っている者で、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第三十八号）」第2条第1項及び第2項に規定する中小企業者または農林漁業者に該当するもの。

(2) 高品質スーパー等小売事業者

県外に主たる事業所を有して食品の小売業を主たる事業として営む者で、高品質で付加価値の高い商品の販売を積極的に進めており、第4条に規定する補助対象事業に意欲的な取組が期待される者として、県が別途選定するもの。（以下「小売事業者」という。）

(補助事業者)

第3条 この要領において補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助事業者」という。）は、食品事業者等及び小売事業者をそれぞれ1以上含んで構成される商品開発グループの代表者（当該グループの構成者のうち、県内に主たる事業所を有する者に限る。）とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、食品事業者等と小売事業者が連携して県内農林水産物を活用した加工食品の商品開発及び販売促進に取組む事業であって、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 商品開発グループ構成計画書 別記第2号様式
- (2) 事業計画書 別記第3号様式
- (3) 収支予算書 別記第4号様式

- 3 補助事業者は、規則第3条第1項の規定による申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

（補助金の交付決定に係る消費税等相当額の減額）

第6条 知事は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第10条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 規則第5条第1項第1号に掲げる条件を付して交付決定された場合に、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請は、別記第5号様式によるものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第8条 規則第5条第1項第2号に掲げる条件を付して交付決定された場合に、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときの報告は、別記第6号様式によるものとする。

（補助事業等の内容等の変更）

第9条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、補助事業の内容の著しい変更とする。

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第7号様式によるものとし、要項第5条第2項の事業変更計画書は別記第8号様式によるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 事業実績書 別記第10号様式
  - (2) 収支精算書 別記第11号様式
  - (3) 補助事業に要した経費に係る証拠書類
- 3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業等の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月19日のいずれか早い期日までとする。
- 4 規則第13条の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金等の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第13号様式)及び補助金概算払請求書(別記第14号様式)によるものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理・処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(別記第16号様式)を備えてその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第21条第2項の規定により処分を制限する取得財産等は、取得又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 要項第13条に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

4 規則第21条第2項による取得財産等の処分の承認の申請は、別記第17号様式によるものとする。

5 前項の承認に係る取得財産等の処分をしたことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条の別に定める期間は、経過後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年10月3日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月3日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月28日から施行する。

別表

事業区分	経費区分	補助対象経費	補助率
プレミアム 商品開発 支援事業	謝金	専門家謝金	1 / 2 以内 (ただし、上限 500 千円)
	旅費	専門家旅費、職員旅費	
	開発 関係経費	原材料費、機械装置または工具器具の購入・借用及び修繕に要する経費、調査研究費、外注費	
	販売促進 関係経費	販売促進資材購入費、広告宣伝費、調査研究費	
	その他 事業経費	消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、会議費及び会場借料、雑役務費	
	委託費	開発及び販路拡大に係る事業の一部を委託する経費	